

令和3年度北海道最低賃金の改正に関する意見書

非正規労働者を含むすべての労働者に最低賃金額を保障する最低賃金の引上げは、ワーキングプア(働く貧困層)の解消を図る上で、非常に重要である。

北海道内の労働者の暮らしは依然として厳しく、令和2年の実質賃金指数もほぼ全ての月で前年比マイナスとなっているほか、総務省の就業構造基本調査によると、非正規労働者数は約89万人で、労働者の約38%と全国的に見ても高い比率となっている。

経済財政運営と改革の基本方針2020や令和2年の北海道地方最低賃金審議会の答申書には、「より早期に全国加重平均1000円になることを目指す」との方針を堅持すると表記されたが、北海道においては、未だに地域別最低賃金の全国加重平均額を下回る状況にある。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込む個人消費にもさらなる影響を与え、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

については、北海道労働局においては、令和3年度の北海道最低賃金の改正に当たって、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 「より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す」との方針が堅持された「経済財政運営と改革の基本方針2020」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を引き上げること。
- 2 非正規労働者の賃金引上げや処遇改善が図られるよう、厚生労働省のキャリアアップ助成金の活用を促進すると同時に、中小企業に対する支援の充実と安定経営を可能とする実効ある対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月25日

帯 広 市 議 会

厚生労働省北海道労働局長 あて